

公益社団法人寒河江青年会議所基本財産等管理規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人寒河江青年会議所の基本財産及び特定資産の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を規定する。

(種 類)

第2条 本規程で「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

(基本財産)

第3条 基本財産は、定款第5条における事業の公益目的事業に限り行うために保有する。

- 2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
- 3 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。
- 4 基本財産の運用益は、定款第5条の事業の中の公益目的事業に限り使用できるものとする。
- 5 基本財産は、次にあげる財産をもって構成する。

(1) 事業活動財産

(特定資産)

第4条 特定資産は、次にあげる財産をもって構成する。

- (1) 入会金とその運用益、及び総会の決議により繰り入れられる資産をもって構成される**事業実施積立金**

(事業実施積立金の目的)

第5条 **事業実施積立金**は、以下の目的のために運用する。

- (1) 本会議所の公益目的の事業及び記念事業などに資する目的
- (2) その他本会議所の発展に資する目的

(管理責任者)

第6条 基本財産等の管理責任者は理事長とする。

(基本財産等の管理方式)

第7条 基本財産等のうち、現金は郵政事業庁または確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、若しくは国公債等確実な有価証券に換えて保有するものとする。

(基本財産等の運用)

第8条 基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、基本財産等管理委員会に諮問した上で総会の決議を得なければならない。

(特定資産の処分及び取り崩し)

第9条 特定資産は、本会の運営、収支状況に照らし、本会の一般会計収支決算に損失が生じたとき損失額の補填等のために、若しくは、基本財産に繰り入れるために、取り崩すことができる。

- 2 前項の取り崩しについては、総会の決議を得なければならない。

(特定資産の保有限度額)

第 10 条 特定資産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 16 条の規定の通りとする。

(基本財産等管理委員会)

第 11 条 管理責任者の諮問機関として基本財産等管理委員会を設け、理事長、正会員の資格を有する理事長経験者、直前理事長、副理事長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

(基本財産等管理委員会の招集)

第 12 条 基本財産等管理委員会は、理事長が委員長となり、委員長が必要と認めたときは随時基本財産等管理委員会を招集する。

(基本財産等管理委員会の決議)

第 13 条 基本財産等管理委員会は、過半数以上の出席がなければ決議することができない。

委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は総会の議決による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。